

薬食発0830第2号
平成25年8月30日

各

地方厚生(支)局長
都道府県知事

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律及び
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」（平成25年法律第17号。以下「改正法」という。別添1）については、平成25年5月17日に公布されたが、本日「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成25年政令第252号。別添2）が公布され、平成25年10月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第98号。別添3）が本日公布され、改正法と同日から施行されるので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係者に対する周知と制度の実施に遺漏のないようお願いする。

記

第1 法律改正の内容

1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）関係（改正法第1条関係）

指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、麻薬取締官及び麻薬取締員に、司法警察員としての職務を行わせることとしたこと。

2 薬事法（昭和35年法律第145号）関係（改正法第2条関係）

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分

及び立入検査等を、麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができることとしたこと。

(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとしたこと。

(3) (2) による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けたこと。

(4) 収去の権限の追加に伴い、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときは、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、立入検査等を行わせることができることとしたこと。

第2 省令改正の内容

1 指定薬物又はその疑いがある物品の収去に関し、収去証の様式を新たに定めるとともに、収去をしようとするときには、その相手方に当該収去証を交付しなければならないこととしたこと。

2 麻薬取締官及び麻薬取締員が指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を行う場合に携帯する、身分を示す証明書の様式を新たに定めたこと。

3 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第3 施行に伴う留意事項

第2の1による収去証を交付するときは、その控えをとり、これを保管しておくこと。なお、収去証の作成にあたっては、厚葉紙及び薄葉紙の二片制カーボン紙式を用いることが適当であること。